那覇広域都市計画公園の変更
（沖縄県決定）
5･5･那5号 首里城公園
総　括　図

A0 S=1：10,000
A3 S=1：30,000

市 計 画 図

2024年（令和6年）3月時点
の内容を表示したものです。
上直接または間接の損失や損害等について、
那覇市役所都市みらい部都市計画課で

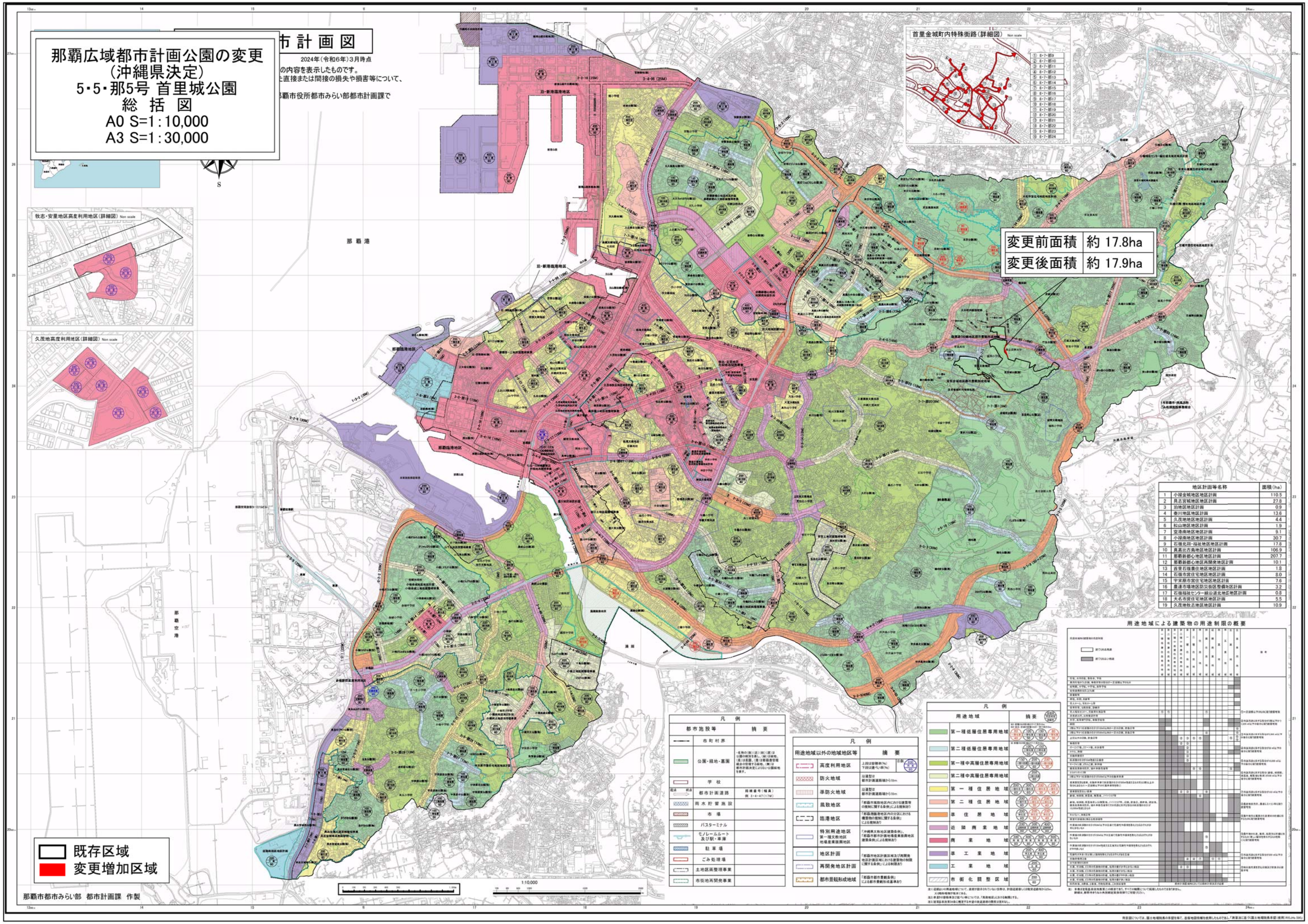

那 覇 港
那 覇 空 港
牧志・安里地区高度利用地区（詳細図） Non scale
久茂地高度利用地区（詳細図） Non scale
S
1:10,000

変更前面積	約 17.8ha
変更後面積	約 17.9ha

首里金城町内特殊街路（詳細図） Non scale

①　8・7・那9
②　8・7・那10
③　8・7・那11
④　8・7・那12
⑤　8・7・那13
⑥　8・7・那14
⑦　8・7・那15
⑧　8・7・那16
⑨　8・7・那17
⑩　8・7・那18
⑪　8・7・那19
⑫　8・7・那20
⑬　8・7・那21
⑭　8・7・那22
⑮　8・7・那23
⑯　8・7・那24

	地区計画等名称	面積（ha）
1	小禄金城地区地区計画	110.5
2	具志宮城地区地区計画	27.8
3	泊地区地区計画	0.9
4	壺川地区地区計画	13.6
5	久茂地地区地区計画	4.4
6	松山地区地区計画	1.9
7	空港南地区地区計画	9.1
8	小禄南地区地区計画	30.7
9	石嶺北部・福祉地区地区計画	17.8
10	真嘉比古島地区地区計画	106.9
11	那覇新都心地区地区計画	207.7
12	那覇新都心地区再開発地区計画	10.1
13	首里石嶺農住地区地区計画	1.8
14	石嶺市営住宅地区地区計画	8.0
15	宇栄原市営住宅地区地区計画	7.6
16	農連市場地区防災街区整備地区計画	3.2
17	石嶺福祉センター線沿道北地区地区計画	0.8
18	大名市営住宅地区地区計画	5.5
19	久茂地牧志地区地区計画	10.9

用途地域による建築物の用途制限の概要

凡　例

都市施設等		摘　要
----	市町村界	
🟩	公園・緑地・墓園	・名称の(街)(近)(総)(運)は公園の種別を表し、(緑)は緑地、(墓)は墓園、(港)は那覇港管理組合の管理する緑地、(無)は都市計画決定によらない公園緑地を表す。
▭	学　校	
起点 ⇨ 終点	都市計画道路	路線番号（幅員） 例 3・4・47（17M）
▨	雨水貯留施設	
▨	市　場	
▨	バスターミナル	
	モノレールルート及び駅・車庫	
▨	駐車場	
▭	ごみ処理場	
▭	土地区画整理事業	
▭	市街地再開発事業	

凡　例

用途地域以外の地域地区等		摘　要	
▭	高度利用地区	上段は容積率(%) 下段は建ぺい率(%)	凡例 600 商業 80
▨	防火地域	沿道型は 都市計画道路端から18m	
▨	準防火地域	沿道型は 都市計画道路端から18m	
▭	風致地区	「那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例」による規制あり	
▭	臨港地区	「那覇港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」による規制あり	
▭	特別用途地区 第一種文教地区 地場産業振興地区	「沖縄県文教地区建築条例」、「那覇市都市計画地場産業振興地区建築条例」による規制あり	
▭	地区計画	「那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域における建築物の制限に関する条例」による制限あり	
▭	再開発地区計画		
▭	都市景観形成地域	「那覇市都市景観条例」による都市景観形成基準あり	

凡　例

用途地域		摘要
🟩	第一種低層住居専用地域	80 一種低層 40 100 一種低層 50 150 一種低層 50 80 一種低層 30
🟦	第二種低層住居専用地域	100 二種低層 50 150 二種低層 50
🟩	第一種中高層住居専用地域	150 一種中高層 60 200 一種中高層 60 200 一種中高層 30
🟨	第二種中高層住居専用地域	200 二種中高層 60
🟨	第一種住居地域	200 一種住居 60 300 一種住居 60 200 一種住居 30 200 一種住居 40
🟧	第二種住居地域	200 二種住居 60 200 二種住居 30 200 二種住居 40
🟧	準住居地域	200 準住居 60 200 準住居 30 200 準住居 40
🟪	近隣商業地域	200 近隣商業 80 300 近隣商業 80 400 近隣商業 80
🟥	商業地域	300 商業 80 400 商業 80 500 商業 80 600 商業 80
🟪	準工業地域	200 準工業 60 400 準工業 60
🟦	工業地域	200 工業 60
▨	市街化調整区域	200 60

注1）道路沿いの用途地域について、境界が図示されていない箇所は、計画道路若しくは既定道路端から25m、又は地形地物が境界である。
注2）赤書きの容積率及び建ぺい率については、「風致地区」における制限とする。
注3）建築基準法第54条に規定する外壁の後退距離の限度は定めない。

注）本表は建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。
詳細は、那覇市まちなみ共創部建築指導課でご確認ください。

☐	既存区域
🟥	変更増加区域

那覇市都市みらい部　都市計画課　作製

背景図については、国土地理院長の承認を得て、基盤地図情報を使用したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R6JHs 590」